

5 只 議 第 43 号
令 和 5 年 6 月 1 9 日

只見川河川改修計画検討委員会 会長 菅家 二千六 様

只見町議会議長 大塚 純一郎

陳情の審議結果について（通知）

令和4年11月14日付けをもって提出された次の陳情は、不採択と決定したので通知します。

なお、不採択したこの陳情は、執行機関に送付したので申し添えます。

記

件 名 只見川河川改修に伴う只見集落の内水対策整備についての陳情

理 由 本件は只見集落の内水対策整備について、排水ポンプ車の整備を求める陳情であった。

現地調査や当局への調査を行なった結果、排水ポンプ車は町内移動可能なため、当該地区の内水対策に役立てる保証がないこと、対策としては只見用水の越水を防ぎ、被害を最小限に食い止めることが有効と判断し、不採択すべきものとした。

今後は、農地中間管理機構関連農地整備事業（只見地区圃場整備事業）において、用水路の付け替え工事、田んぼダムによる貯水、只見用水のゲート管理などが計画されており、その効果検証を踏まえたうえで、只見用水の改良を

以 上